

令和4年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

1. 二酸化炭素等の排出削減

(3) 家庭部門での対策

③ 建築物の省エネ化や省エネ設備等の導入促進

(1) 事業目的

住宅新築や既存住宅改修において省エネルギー化を促進するため、以下の事業を通して普及啓発を実施します。

(2) 取組状況

① 省エネリフォーム研修会の開催

民生家庭部門における二酸化炭素排出量を削減するため、快適性と省エネを同時実現できる断熱住宅（新築・リフォーム）の必要性について、研修会を通して県民向けに普及啓発を行いました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課 建築住宅課	0852-22-6379